



# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 24 日(水)  
号外第 1 2 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (57) (財源確保推進課) . . . . . 4
	鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例 (58) (警察本部監察官室) . . . . . 13
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (59) (病院局総務課) . . . . . 14

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

最近における土地及び建物の賃貸料の状況等に鑑み、受益と負担の公平確保を図るため、行政財産及び公の施設の使用料並びに収容動物の保管手数料等について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政財産使用料条例の一部改正

ア 土地の使用料の基準額を算定する際に土地の価格に乗ずる割合を1000分の56（現行 100分の4）に引き上げる。

イ 県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,850円（現行 6,790円）とする等、建物の使用料の額を引き下げる。

ウ プールの使用について1時間につき9,020円の使用料を徴収する。

(2) 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正

大会議室の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(3) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

収容動物の保管手数料を1日につき350円（現行 300円）に引き上げる。

(4) 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

大教室等の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(5) 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正

会議室の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(6) 鳥取県宮鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正

航空機への乗降に係る施設等の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(7) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定	1件につき	30,900円
土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定の更新	1件につき	24,800円
宅地建物取引士証の書換え交付	1件につき	4,500円
宅地建物取引士証の再交付	1件につき	4,500円

イ 指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者が受ける研修の実施に係る手数料の廃止その他所要の規定の整備を行う。

(8) 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正

通信制の課程の授業料を1単位につき年額336円（現行 310円）に引き上げる。

(9) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正

体験学習室の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(10) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正

展示室等の使用料の額を行政財産使用料の引下げに準じて引き下げる。

(11) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について

1 条例の改正理由

消防職員及び他の都道府県の警察職員に贈られる顕彰金との格差を是正するため、顕彰金の額を見直す。

## 2 条例の概要

(1) 次のとおり顕彰金の額を引き上げる。

区分	顕彰金の額	
	現行	改正後
死亡したとき。	25,200,000円	30,000,000円
第1級の障害等級に該当する障害の状態となったとき	18,700,000円	20,600,000円

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、分べん料の額を引き下げる。

## 2 条例の概要

(1) 分べん料の額を次のとおり引き下げる。

区分	金額（単胎の場合）	
	現行	改正後
午前8時30分～午後5時	132,500円	118,500円
午前5時～午前8時30分、午後5時～午後10時	155,400円	141,400円
午後10時～午前5時	178,300円	164,300円

(2) 不妊治療料のうち配偶者間人工授精の遠心分離法に係る使用料を廃止する等、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成27年1月1日とする。

# 条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第57号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 略				1 略			
2 建物その他の工作物				2 建物その他の工作物			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額	太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額
その他の場合	県庁舎 講堂	1時間	2,850円	会議室	県庁舎講堂	1時間	6,790円
	講堂以外の部分	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円	として使用させる場合	県庁舎 非木造 講堂以外の会議室	使用面積1平方メートルにつき1時間	10円
	東部庁舎及び警察本部庁舎		6円				5円
	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎（以下「県庁舎等」という。）	非木造		6円			
			3円				
略				略			
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使用させる場合			当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円			
その他	県庁舎、東部庁舎及び警察	使用面積1平方メートル	2,220円				

以外の建物		
プール	1時間	9,020円
海水をくみ上げて供給するための設備 (知事が別に指定するものに限る。)	くみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円

備考

- 1～4 略
- 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6048を乗じて得た額）をいう。
- 6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによる。
- 7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- (1) 県庁舎等 1月につき1,040円
- (2) 非木造の建物(県庁舎等を除く。) 1月につき830円
- (3) 木造の建物(県庁舎等を除く。) 1

本部庁舎	ルにつき1	
県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎以外の建物	非木造	1,360円
	木造	440円

備考

- 1～4 略
- 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1万分の432を乗じて得た額）をいう。
- 6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき、又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。
- (1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- (2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによる。

<p>月につき270円</p> <p><u>8</u> 暖房又は冷房をしたときは、2の表又は前項に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p><u>7</u> 暖房又は冷房をしたときは、2の表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
---	--

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第7条関係)			別表第1(第7条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
大会議室	1時間につき	<u>790円</u>	大会議室	1時間につき	<u>1,300円</u>
略			略		
備考 略			備考 略		

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を<u>350円</u>に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を<u>300円</u>に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</p>

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第11条、第12条関係)				別表(第11条、第12条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
管 理 教 育	大教室	1時間につき	<u>710円</u>	管 理 教 育	大教室	1時間につき	<u>1,180円</u>
	第1教室	1時間につき	<u>250円</u>		第1教室	1時間につき	<u>410円</u>

棟	第2教室	1時間につき	<u>260円</u>	棟	第2教室	1時間につき	<u>430円</u>	
	第3教室	1時間につき	<u>280円</u>		第3教室	1時間につき	<u>470円</u>	
	第4教室	1時間につき	<u>280円</u>		第4教室	1時間につき	<u>470円</u>	
	情報処理室	1時間につき	<u>370円</u>		情報処理室	1時間につき	<u>610円</u>	
	会議室	1時間につき	<u>380円</u>		会議室	1時間につき	<u>640円</u>	
学生寮棟	農産加工室	1時間につき	<u>300円</u>	学生寮棟	農産加工室	1時間につき	<u>500円</u>	
	略				略			
国際農業交流館	第1セミナー室	1時間につき	<u>300円</u>	国際農業交流館	第1セミナー室	1時間につき	<u>500円</u>	
	第2セミナー室	1時間につき	<u>170円</u>		第2セミナー室	1時間につき	<u>290円</u>	
	控室	1時間につき	<u>90円</u>		控室	1時間につき	<u>150円</u>	
	交流ホール	1時間につき	<u>1,060円</u>		交流ホール	1時間につき	<u>1,780円</u>	
	研修室	研修全室利用	1時間につき		<u>380円</u>	研修室	研修全室利用	1時間につき
2分1室利用			1時間につき	<u>190円</u>	2分1室利用			1時間につき
略			略			略		
備考 略			備考 略			略		
2 略			2 略			略		

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条の2、第39条関係）			別表（第2条の2、第39条関係）		
区 分	使 用 料		区 分	使 用 料	
	単 位	金 額		単 位	金 額
略			略		
会議室	使用面積1平方メートルにつき1時間	<u>6円</u>	会議室	使用面積1平方メートルにつき1時間	<u>10円</u>
略			略		

備考 略	備考 略
------	------

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2(第17条関係)					別表第2(第17条関係)				
1 略					1 略				
2 建物その他の施設					2 建物その他の施設				
区分		単位	金額		区分		単位	金額	
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	7,430円		航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,530円	
	到着時		8,730円			到着時		12,730円	
特別待合室					特別待合室				
その他 の利用	略				その他 の利用	略			
	国際交流のための利用	全室1時間につき	140円			国際交流のための利用	全室1時間につき	230円	
		その他の利用	全室1時間につき	280円			その他の利用	全室1時間につき	460円
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	830円		その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	1,360円	
	時間を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1時間につき	6円			時間を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1時間につき	10円	
備考 略					備考 略				

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第7条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前



(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(12) 略

(13)・(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(12) 略

(12の2) 介護保険法第78条の4に規定する指定地域密着型サービス事業者に係る基準及び同法第115条の14に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準に定める研修（以下この号において「指定研修」という。）の実施 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの	1件につき 1,000円
2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1件につき 1,300円
3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1件につき 1,300円
4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1件につき 12,000円
5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1件につき 36,000円

(12の3) 前号の研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円

(13)・(13の2) 略

<p><u>従事する従業者が受ける研修を修了した旨の証明書の再交付</u> <u>1件につき420円</u></p> <p>(14)～(92) 略</p> <p>(92の2) <u>土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定</u> <u>1件につき30,900円</u></p> <p>(92の3) <u>土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可</u> <u>1件につき220,000円</u></p> <p>(92の4) 略</p> <p>(92の5) 略</p> <p>(92の6) <u>土壤汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新</u> <u>1件につき24,800円</u></p> <p>(93)～(310) 略</p> <p>(310の2) <u>宅地建物取引業法第22条の2第1項に規定する宅地建物取引士証の書換え交付（裏面に変更後の住所を記載する方法によるものを除く。）又は再交付</u> <u>1件につき4,500円</u></p> <p>(311)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(14)～(92) 略</p> <p>(92の2) <u>土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可</u> <u>1件につき220,000円</u></p> <p>(92の3) 略</p> <p>(92の4) 略</p> <p>(93)～(310) 略</p> <p>(311)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第8条 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(授業料等の額)					(授業料等の額)				
第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。					第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。				
区分		金額			区分		金額		
		授業料（年額）	入学料	入学選抜手数料			授業料（年額）	入学料	入学選抜手数料
県立高等学校	略				県立高等学校	略			
	通信制の課程	1単位につき <u>336円</u>	480円			通信制の課程	1単位につき <u>310円</u>	480円	
2 略					2 略				

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）

1 体験学習室1 使用1時間につき <u>240円</u> (暖房又は冷房を使用したときにあつては、 <u>300円</u> ) 2 体験学習室2 使用1時間につき <u>150円</u> (暖房又は冷房を使用したときにあつては、 <u>180円</u> ) 3 略 備考 略	1 体験学習室1 使用1時間につき <u>400円</u> (暖房又は冷房を使用したときにあつては、 <u>500円</u> ) 2 体験学習室2 使用1時間につき <u>260円</u> (暖房又は冷房を使用したときにあつては、 <u>325円</u> ) 3 略 備考 略
---	---

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
別表(第10条関係) 1・2 略 3 展示室等使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u></td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>1日につき <u>10,380円</u> 半日につき <u>5,190円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1日につき <u>5,320円</u> 半日につき <u>2,660円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき <u>270円</u></td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 略 2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>1時間につき <u>1,660円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>1時間につき <u>1,660円</u></td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>1時間につき <u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間につき <u>660円</u></td> </tr> </tbody> </table> 3 略	区分	金額	第1展示室	1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u>	第2展示室	1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u>	第3展示室	1日につき <u>10,380円</u> 半日につき <u>5,190円</u>	講堂	1日につき <u>5,320円</u> 半日につき <u>2,660円</u>	会議室	1時間につき <u>270円</u>	区分	金額	第1展示室	1時間につき <u>1,660円</u>	第2展示室	1時間につき <u>1,660円</u>	第3展示室	1時間につき <u>1,300円</u>	講堂	1時間につき <u>660円</u>	別表(第10条関係) 1・2 略 3 展示室等使用料 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u></td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>1日につき <u>17,280円</u> 半日につき <u>8,640円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1日につき <u>8,840円</u> 半日につき <u>4,420円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき <u>450円</u></td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 略 2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>1時間につき <u>2,760円</u></td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>1時間につき <u>2,760円</u></td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>1時間につき <u>2,160円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間につき <u>1,100円</u></td> </tr> </tbody> </table> 3 略	区分	金額	第1展示室	1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u>	第2展示室	1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u>	第3展示室	1日につき <u>17,280円</u> 半日につき <u>8,640円</u>	講堂	1日につき <u>8,840円</u> 半日につき <u>4,420円</u>	会議室	1時間につき <u>450円</u>	区分	金額	第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>	第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>	第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>	講堂	1時間につき <u>1,100円</u>
区分	金額																																												
第1展示室	1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u>																																												
第2展示室	1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u>																																												
第3展示室	1日につき <u>10,380円</u> 半日につき <u>5,190円</u>																																												
講堂	1日につき <u>5,320円</u> 半日につき <u>2,660円</u>																																												
会議室	1時間につき <u>270円</u>																																												
区分	金額																																												
第1展示室	1時間につき <u>1,660円</u>																																												
第2展示室	1時間につき <u>1,660円</u>																																												
第3展示室	1時間につき <u>1,300円</u>																																												
講堂	1時間につき <u>660円</u>																																												
区分	金額																																												
第1展示室	1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u>																																												
第2展示室	1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u>																																												
第3展示室	1日につき <u>17,280円</u> 半日につき <u>8,640円</u>																																												
講堂	1日につき <u>8,840円</u> 半日につき <u>4,420円</u>																																												
会議室	1時間につき <u>450円</u>																																												
区分	金額																																												
第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>																																												
第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>																																												
第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>																																												
講堂	1時間につき <u>1,100円</u>																																												

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対する手数料の額について適用し、同日前の期間に対する手数料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成27年3月31日に県立高等学校の通信制の課程に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第8条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第58号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和42年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
結果の区分		顕彰金の額	結果の区分		顕彰金の額
死亡したとき。		<u>30,000,000円</u>	死亡したとき。		<u>25,200,000円</u>
障害の状態と なったとき。	第1級	<u>20,600,000円</u>	障害の状態と なったとき。	第1級	<u>18,700,000円</u>
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
1 略			1 略		
2 分べん料			2 分べん料		
単胎 の場 合	区分	金額	単胎 の場 合	区分	金額
	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>118,500円</u>		午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>132,500円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>141,400円</u>		午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>155,400円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>164,300円</u>		午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>178,300円</u>
多胎 の場 合	略		多胎 の場 合	略	
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に <u>8,000円</u> を加えた額		2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に <u>15,000円</u> を加えた額
3 不妊治療料			3 不妊治療料		
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	区分	金額	配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	区分	金額
	1件につき	9,806円		遠心分離法	1件につき
				4,860円	
				密度勾配法	1件につき
					9,806円
略			略		
4～10 略			4～10 略		

<p>備考</p> <p>1 妊娠12週以上22週未満の<u>出産</u>の場合における分 べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ <u>1万6,000円</u>を控除した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 妊娠12週以上22週未満の<u>流産</u>の場合における分 べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ <u>3万円</u>を控除した額とし、<u>妊娠12週未満の流産の 場合には、分べん料を徴収しないものとする。</u></p> <p>2 略</p>
---	---

## 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。